

秋田市上下水道局告示第15号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3の2第1項の規定に基づき
秋田市指定給水装置工事事業者の指定の効力を失ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第3号の規定により告示する。

令和7年9月17日

秋田市上下水道事業管理者 佐々木 保

事業者名	代表者	所在地	効力が失われた日
株式会社 O t i a s	齋 藤 伸 治	山形県東根市大字 野田580番地	令和7年9月2日